

湯河原町空き家等対策推進協議会設置要綱の一部を改正する告示  
新旧対照条文

現 行	改 正 後	備 考
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この要綱は、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号。以下「法」という。）<u>第7条</u>の規定に基づき設置する湯河原町空き家等対策推進協議会（以下「協議会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(所掌事項)</p> <p>第3条 協議会は、次に掲げる事項について協議する。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>特定空家等</u>に該当するか否かの判断に関すること。</p> <p>(3) <u>特定空家等</u>に対する措置の方針に関すること。</p> <p>(4) (略)</p> <p>(5) (略)</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この要綱は、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号。以下「法」という。）<u>第8条</u>の規定に基づき設置する湯河原町空き家等対策推進協議会（以下「協議会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(所掌事項)</p> <p>第3条 協議会は、次に掲げる事項について協議する。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>管理不全空家等又は特定空家等</u>に該当するか否かの判断に関すること。</p> <p>(3) <u>管理不全空家等又は特定空家等</u>に対する措置の方針に関すること。</p> <p>(4) (略)</p> <p>(5) (略)</p> <p>附 則</p> <p>この告示は、公表の日から施行する。</p>	